

座間味村船舶広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 村資産への広告掲載は、民間企業等との協働により村の新たな財源を確保し、村民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体は以下に規定する村資産のうち広告掲載が可能なものをいう
 - ア 村の財産
 - イ その他広告媒体として活用できる資産で村長が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載は広告媒体に民間企業の広告を掲載又は提出することをいう。

(公募基準)

第4条 船舶広告掲載の公募は、次に該当するものとする。

- (1) 座間味村商工会委員または座間味村内ダイビング協会、座間味村観光協会に加入しているもの。
- (2) 村税、公共料金の未納がないもの。
- (3) その他村長が適当と認めたもの。

(掲載基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 公共性を損なうもの
- (2) 政治活動及び宗教活動に関係あるもの
- (3) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認めるもの
- (4) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 公序良欲に反するもの
- (6) 個人又は法人の名詞広告
- (7) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (8) 青少年の健全育成上このましくないもの

- (9) 誇大表示、不当表示その他表示方法が不適切なもの
 - (10) 人権を害するおそれがあるもの
 - (11) 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物などを無断で使用しているもの
 - (12) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
 - (13) その他村長が広告掲載として適当でないと認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類)

第6条 広告掲載を行う広告媒体の種類。

- 2 村の財産（フェリーざまみ・クイーンざまみ・みつしま）

(広告の規格)

第7条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに別途定める。

(広告の募集方法)

第8条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、別途定める。

(審査期間)

第9条 広告媒体に掲載する広告の可否をするため、座間味村船舶広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員は別表に上げる者をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代理する。

(会議)

第10条 審査会は、委員長が招集しこれを主宰する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 5 審査会は必要に応じて開催するものとする。

(庶務)

第 11 条 審査会の庶務は、産業振興課において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。